

## 定住自立圏の形成に関する協定書

小樽市（以下「甲」という。）と仁木町（以下「乙」という。）とは、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能と生活機能の確保及び充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策の分野の取組において、相互の役割分担と連携の下で、共同し、又は補完し合いながら、行政サービスと民間機能の向上を図るものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が共同し、又は補完し合う政策の分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策の分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策の分野 別表第3

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に定める役割分担の下で、相互に連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 別表第1から別表第3までに定める取組を実施するために必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、

その都度、甲乙協議して定める。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更する場合は、それぞれ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上で、その議決書の写しを添付した書面により、この協定の廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 この協定は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

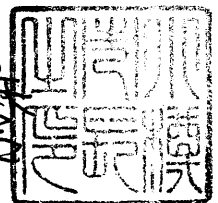
平成22年4月1日

小樽市花園2丁目12番1号

甲 小樽市

小樽市長

山田 勝彦



余市郡仁木町西町1丁目36番地1

乙 仁木町

仁木町長

三浦 敏幸



別表第1（第3条、第4条関係）

生活機能の強化に係る政策の分野

1 医療

| 取組事項               | 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割   |
|--------------------|---|---|--|
| 医療機関の機能分化及びネットワーク化 | (1) 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。                    | ア 初期救急医療の需要を把握する。<br>イ 夜間急病センター、休日夜間当番制など、初期救急医療体制の在り方を検討する。<br>ウ 圏域に適応した初期救急医療体制を構築する。 | 甲が行う初期救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。                              |
|                    | (2) 小児科及び周産期医療体制を確保する。                          | 二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。                                | 甲が行う二次医療機関における小児科、周産期医療体制及び小児科救急医療体制を確保するための施策に対し、必要な協力及び支援を行う。      |
|                    | (3) 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。 | 一次医療及び二次医療を担う各医療機関の役割と機能を明確にするとともに、医療情報の共有化及びネットワーク化を促進するなど、新たな医療連携体制づくりに取り組む。          | 医療機関連携やネットワーク化などを円滑に促進するため、乙の区域内の医療機関に対し支援を行うとともに、甲が行う施策に対し必要な協力を行う。 |

2 産業振興

| 取組事項                      | 取組内容   | 甲の役割   | 乙の役割   |
|---------------------------|--|--|--|
| 地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発 | 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。 | ア 圏域内の農水産物及び特産品、農業漁業体験等の情報などを収集し、乙とともに圏域内外を始め国内外に広くPRする。<br>イ 関係団体等と連携し、乙とともに地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドづくりに取り組む。<br>ウ 圏域内外で実施されるイベント、物産展等に関する情報を乙に提供し、乙とともにPR活動や販路拡大に取り組む。 | ア 乙の区域内で産出される農産物及び特産品に関する情報を甲に提供して、甲とともにそのPRを行い、地域ブランドづくりを推進する。<br>イ 甲とともに地元農産物及び特産品の国内外における販路拡大に取り組む。 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | エ 関係団体等と連携し、乙とともに海外における市場調査、販路の開拓及び圏域のPRに取り組む。 |  |
|--|--|--|--|

### 3 広域観光

| 取組事項                        | 取組内容                                   | 甲の役割   | 乙の役割  |
|-----------------------------|--|--|---|
| 都市型観光と自然や食文化とが融合した広域周遊観光の推進 | (1) 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。            | ア 関係団体等と連携し、歴史、文化、食、自然などの地域の資源を生かした観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。<br>イ 関係団体等と連携し、圏域内の交通移動手段及び経路を分かりやすく周知するなど、観光客の周遊しやすい環境づくりを推進する。 | ア 乙の区域内における歴史、文化、食、自然、交通移動手段など、観光に関する情報を甲と共有する。<br>イ 甲と協働して観光商品及び観光ルートの開発に取り組む。 |
|                             | (2) 道内外及び東アジアを始めとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。 | 関係団体等と連携し、観光客に対する圏域の情報を一元化して、道内、道外及び東アジアを中心とした観光PRを行う。   | 甲と協働して観光PRを行う。  |

### 4 教育

| 取組事項                | 取組内容                                   | 甲の役割  | 乙の役割   |
|---------------------|--|---|--|
| 生涯学習及び文化・スポーツ活動の活発化 | (1) 社会教育施設などの公共施設の共同利用を推進する。           | ア 市民センター、文学館、美術館、総合体育館等の公共施設の利用案内及びイベント、市民大学講座、各種講演会などの総合的な情報を乙に提供する。<br>イ 市民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。 | ア 乙が有する公共施設の利用案内及びイベント等の情報を甲に提供する。<br>イ 乙の区域内の住民に対し、圏域全体の公共施設の利用案内及びイベント等の情報を周知する。 |
|                     | (2) 圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産を保護し、その利活用を図る。 | 圏域内における文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を市民に周知するとともに、共同で文化遺産の調査研究、展示等を行うことにより、その利活用を図る。                                       | 乙の区域内の住民に対し、圏域内の文化財、史跡など、多様な文化遺産の情報を周知するとともに、甲とともにその利活用を図る。                        |

5 その他

| 取組事項                    | 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|-------------------------|---|---|---|
| <p>住民が安心して暮らせる地域づくり</p> | <p>成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進し、圏域内の住民が安心して暮らせるための各種相談などに対応するため、相互の連携を図る。</p> | <p>ア 成年後見センターを整備し、権利擁護の相談や利用支援を行う。</p> <p>イ 消費生活に関する情報を乙に提供するとともに、消費者センターの共同利用について検討する。</p> <p>ウ 圏域内の住民の各種相談に対応する環境整備について、必要に応じて検討する。</p> | <p>ア 乙の区域内的の住民に対し、甲が整備する成年後見センターの概要などを周知するとともに、その利用に関し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>イ 乙の区域内的の住民に対し、甲からの消費生活に関する情報を提供するとともに、消費者センターの共同利用について、甲と検討する。</p> <p>ウ 甲が行う各種相談業務を乙の地域の住民が利用できるよう、その環境整備について、必要に応じて甲と検討する。</p> |

別表第2（第3条、第4条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策の分野

1 地域公共交通

| 取組事項             | 取組内容                                    | 甲の役割  | 乙の役割   |
|------------------|---|---|--|
| 生活路線や交通手段の維持及び確保 | (1) 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。                  | ア 駅やフェリーターミナル、病院、観光地、商店街などとのアクセス向上のため、路線バスの分かりやすく、利用しやすい経路やダイヤ案内、雪や寒さを防ぐバスシェルターの整備などの取組を支援する。<br>イ 関係団体等と協力し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。 | ア 住民の移動動態を把握し、バス路線の効率的な運行経路、運行時間等について、甲に情報を提供する。<br>イ 甲と連携し、公共交通の利用促進の啓発活動を行う。 |
|                  | (2) 多様な交通手段の組合せにより地域の生活環境や観光客の利便性を確保する。 | 公共交通機関の経路又はダイヤで賄いきれない地域や時間帯での交通アクセスについて、デマンドタクシーやレンタカーなどを組み合わせた多様な交通移動手段の利用も考慮した総合的な交通体系を構築する。                                  | 甲と連携し、総合的な交通体系の構築に取り組む。  |

備考

- 「バスシェルター」とは、屋根及びベンチを備えたバス停留所をいう。
- 「デマンドタクシー」とは、交通手段に不便を来している者を自宅又は指定場所から目的地まで送迎する乗り合いタクシーをいう。

2 情報格差の解消に向けたICT（情報通信技術）インフラの整備

| 取組事項                  | 取組内容  | 甲の役割   | 乙の役割                                |
|-----------------------|---|--|-------------------------------------|
| 地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化 | 高度医療を担う医科大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークを強化する。 | ア 医療機関のオーダリングシステム、電子カルテなどの電子化に伴い、画像等の患者情報を必要とする医療機関に瞬時に転送できるICTシステムの導入に取り組む。<br>イ 遠隔地画像診断システムの導入について、調査研究を始める。 | ICTネットワークの強化に当たり、乙の区域内の関係医療機関と調整する。 |

備考 「オーダリングシステム」とは、医療現場における検査、処方等に係る情報伝達システムをいう。

### 3 道路等の交通インフラの整備

| 取組事項              | 取組内容                                      | 甲の役割   | 乙の役割                       |
|-------------------|---|--|----------------------------|
| 効率的な道路交通ネットワークの形成 | 駅や港、高速道路、国道などの基幹交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。 | 北海道横断自動車道や国道、道道など、市町村間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、北海道新幹線やフェリー航路ともスムーズな往来ができるような交通ネットワークの形成に向けた検討を行う。 | 甲と連携し、道路ネットワークの形成に向けて取り組む。 |

### 4 生産者と消費者との連携による地産地消

| 取組事項               | 取組内容                                      | 甲の役割   | 乙の役割  |
|--------------------|---|--|---|
| 新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費 | 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。 | <p>ア 圏域内の農業者及び漁業者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組（味覚フェスティバル等の開催）を支援し、圏域内の食材や調理方法のPRを行う。</p> <p>イ 甲の区域内の商業施設で行われる産地直売イベントに参加し、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。</p> | <p>ア 生産者とホテル等の飲食店の調理人などが連携して実施する取組を甲と協力して支援する。</p> <p>イ 産地直売イベントに参加するとともに、地元の公共施設や集客施設などを活用して、圏域内の新鮮で安全な地元農水産物のPRを行い、販売促進に協力する。</p> |

### 5 地域内外の住民との交流及び移住

| 取組事項                        | 取組内容   | 甲の役割  | 乙の役割   |
|-----------------------------|--|---|--|
| 北しりべし地域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進 | 首都圏を中心に北しりべし地域の暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。 | <p>ア 東京や大阪などの大都市に加え、札幌周辺の都市において、北しりべし地域の自然や気候、産業、住宅、物価、イベントなど、暮らしに関する情報を発信する。</p> <p>イ 北しりべし地域への居住や季節居住、二地域居住などの希望に対応できるよう、宿泊施設や不動産業者と連携して取り組む。</p> | 乙の区域内における暮らしに関する情報やイベント情報などを甲とともに発信し、居住体験や長期滞在を推進する。 |

別表第3（第3条、第4条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策の分野

1 人材の育成

| 取組事項              | 取組内容   | 甲の役割  | 乙の役割                                      |
|-------------------|--|---|---|
| 地域をけん引する人材の育成及び確保 | 圏域全体の事業の円滑化を図るため、人材を育成し、及び専門的知識や広い見識を有する人材を確保する。 | <p>ア 国立大学法人小樽商科大学との包括的な連携協定に基づき開催される研修、交流などに際し、乙の職員等に参加の機会を提供する。</p> <p>イ 甲の区域内の高等教育機関が実施する公開講座、政策研究、企業経営相談などの事業について、乙に情報を提供する。</p> <p>ウ 専門的知識や広い見識を有する人材を確保するため、民間企業等の経験者の職員採用や北海道等の自治体職員との相互人事交流を進める。</p> | 甲から情報提供があった公開講座等について、必要に応じ、乙の職員や関係者を派遣する。 |

2 圏域内市町村の職員の能力向上

| 取組事項    | 取組内容                  | 甲の役割  | 乙の役割   |
|---------|-----------------------|---|--|
| 職員の能力向上 | 職員の資質及び政策課題への対応力を高める。 | 甲が実施する職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設けるとともに、圏域内市町村において合同研修を開催する。 | 甲が実施する職員研修に必要に応じて乙の職員を参加させるとともに、甲と連携して合同研修を開催する。 |